

## 参加費及び一時保育料免除申請に必要な証明書類一覧

申請理由	申請理由の証明書類（注）	発行、問合せ先
ア 生活保護法の適用を受けている方	<p style="text-align: center;"><b>【①②の書類いずれか】</b></p> <p>① 生活保護費支給証 ② 休日・夜間等診療依頼証</p> <p>上記書類が提出できない場合は、③④の書類でも可</p> <p>③ 生活保護証明書 ④ 保護決定通知書</p> <p>※ 書類の有効期限は発行日から一年とします。</p>	区役所福祉保健センター
イ 世帯の構成員の全てが市民税非課税の方	<p style="text-align: center;"><b>【①②両方の書類が必要】</b></p> <p>① 市民税・県民税課税・森林環境税課税(非課税)証明書【世帯構成員全員分】 ② 住民票【全員の写し】(3ヵ月以内)</p> <p>※世帯構成員のうち、18歳未満の者については市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書の提出は不要。</p>	区役所税務課市民税担当  区役所登録係、行政サービスコーナー（郵送で請求する場合は、住所地の区役所へ）
ウ 国民年金保険料が免除となっている方	<p style="text-align: center;"><b>【①の書類】</b></p> <p>① 国民年金保険料免除・納付猶予承認通知書</p> <p>上記書類が提出できない場合は、②の書類でも可</p> <p>② 国民年金保険料免除理由該当通知書</p> <p>※ 書類の有効期限は発行日から一年とします。</p>	区役所保険年金課 国民年金係
エ 障害年金受給者	<p style="text-align: center;"><b>【①②の書類いずれか】</b></p> <p>① 国民年金・厚生年金保険年金改定通知書/振込通知書 ② 次回の診断書提出について（お知らせ）</p> <p>上記書類が提出できない場合は、③の書類でも可</p> <p>③ 国民年金・厚生年金保険証書</p> <p>※「次回診断書の提出月」が記載されている場合は、記載年月を書類の有効期限とします。</p>	区役所保険年金課 国民年金係
オ 児童扶養手当受給者	<p style="text-align: center;"><b>【①②の書類いずれか】</b></p> <p>① 児童扶養手当証書 ② 児童扶養手当保管証明</p>	区役所福祉保健センター
カ ひとり親家庭等医療費助成を受けている方	<p style="text-align: center;"><b>【①の書類】</b></p> <p>① ひとり親福祉医療証</p>	区役所保険年金課保険係
キ 母子生活支援施設その他女性の保護を目的とする施設の入所者	<p style="text-align: center;"><b>【①の書類】</b></p> <p>① 入所証明書(3ヵ月以内)</p>	各施設
ク 特別児童扶養手当受給者とその配偶者	<p style="text-align: center;"><b>【①②の書類いずれか】</b></p> <p>① 特別児童扶養手当受給証明書</p> <p>※ 受給者の配偶者が申請する場合は「住民票の写し【申請者と受給者の続柄の記載があるもの】」が必要。</p>	区役所福祉保健センター
ケ 申請理由ア、イ、ウ、オ、カ、キに該当する者に扶養される30歳未満の子	上記いずれかの証明書類 ただし、上記の書類において、申請者が、申請理由該当者(ア、イ、ウ、オ、カ、キ)に扶養されていることが確認できない場合は、別途、扶養されていることを証明する書類の写しが必要。	

(注) 証明書類は、当該事業参加時の状況を証明するものとし、有効期間内であることとします。

(注) 原則として、証明書類の写し(コピー)は、当該事業開催前までに提出するものとします。

証明書類発行機関事務処理の都合により証明書類の写し(コピー)を添付することができない場合は、申請書に証明書類発行申請書の写し(コピー)の添付をもって変えることができます。この場合、「参加費及び、一時保育料免除申請に係る誓約書(様式2)」を提出してください。